

支部名称使用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人大気環境学会の支部に関する事項を定めることを目的とする。

(名称の制限)

第2条 この法人の支部として活動するにあたっては、「大気環境学会 ○○支部」という名称を使用するものとし、公益社団法人という法人格を使用してはならない。

(名称使用許諾事項)

第3条 この法人の支部として活動できる事項は、以下に定める事項に限定される。公益社団法人大気環境学会定款第2章第4条に記載する事業に関する活動とする。

(名称使用許諾書)

第4条 この法人の支部として活動を行う法人は、その登録時に別紙に定める名称使用許諾書の取り交わしを行わなければならない。

(違反行為)

第5条 名称使用許諾書に反し、許諾事項以外の活動を行った支部は、即時支部登録を解除するものとする。

2 支部が、名称使用許諾書に反し、許諾事項以外の活動を行ったことにより、この法人に損害が生じた場合には、支部は損害を負担しなければならない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会において行うものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人大気環境学会としての登記の日より適用する。

別紙

名称使用許諾書

第1条 公益社団法人大気環境学会（以下、「本部」）と〇〇支部（以下、「支部」）は、第2条に定める事項について「大気環境学会 〇〇支部」という名称を使用することについて合意する。

第2条 以下に定める事項について本部は、支部に名称の使用を許諾するものとする。

公益社団法人大気環境学会定款第2章第4条に記載する事業に関する活動とする。

第3条 支部が、本名称使用許諾書に反し、許諾事項以外の活動を行ったことにより、この法人に損害が生じた場合には、支部は損害を負担しなければならない。

平成24年〇月〇日

本部

公益社団法人大気環境学会

会長 坂本 和彦 印

支部

大気環境学会 〇〇支部

支部長 〇〇 〇〇 印